

岡山県防災対策基本条例をここに公布する。

岡山県防災対策基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 災害予防対策

第一節 県の責務及び市町村の役割等(第十条—第二十七条)

第二節 県民の役割(第二十八条—第三十一条)

第三節 自主防災組織の役割(第三十二条—第三十六条)

第四節 事業者の役割(第三十七条)

第三章 災害応急対策

第一節 県の責務及び市町村の役割(第三十八条—第四十条)

第二節 県民の役割(第四十一条・第四十二条)

第三節 自主防災組織の役割(第四十三条)

第四節 事業者の役割(第四十四条・第四十五条)

第五節 防災ボランティアの役割(第四十六条)

第四章 復旧・復興対策

第一節 県の責務及び市町村の役割(第四十七条)

第二節 県民の役割(第四十八条)

第三節 自主防災組織の役割(第四十九条)

第四節 事業者の役割(第五十条・第五十一条)

第五節 防災ボランティアの役割(第五十二条)

附則

近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増加や台風の強度の増大が予測されている。

県は、これまでも市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されつつある。

こうした状況にかんがみ、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、社会のさまざまな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが持続する社会をつくっていかなければならない。

このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的に防災のための行動と事業を息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。

とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されている今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであり、将来を担う子どもたちへの義務でもある。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、災害に強い安全・安心の岡山を創造するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

三 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。

四 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。

五 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。

六 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動(岡山県社会貢献活動の支援に関する条例(平成十三年岡山県条例第十三号)第二条第一項に規定する社会貢献活動をいう。)を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

3 県は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画について、基本理念にのっとり同法第四十条第一項の規定による検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図るものとする。

4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において自主防災組織等が実施する防災対策に積極的に参加するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第七条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(防災ボランティアの役割)

第九条 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。

## 第二章 災害予防対策

### 第一節 県の責務及び市町村の役割等

(危機管理体制の充実)

第十条 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第十一条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(防災訓練等の実施)

第十二条 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等にとるべき行動の修得並び

に防災意識の高揚に努めるものとする。

(災害及び防災に関する普及啓発)

第十三条 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、前項の普及啓発の実施を支援するものとする。

3 前二項の普及啓発は、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。

(災害関連情報の提供等)

第十四条 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報(第二十八条第二項及び第三項並びに第三十三条第一項において「地形等災害関連情報」という。)及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者提供するように努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図(第四十一条第一項において「防災地図」という。)を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。

(防災に関する教育の実施)

第十五条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努めるものとする。

(物資の計画的な備蓄等)

第十六条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第十七条 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

3 県及び市町村は、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人にとって安全かつ安心して利用しやすいよう、建物等を設計することをいう。)の趣旨に沿って、前二項の公共施設の整備に努めるものとする。

4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有者に対しこれを促すよう努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第十八条 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町村は、孤立地区(災害の発生により交通が途絶した地区をいう。次条第三項において同じ。)における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努めるものとする。

3 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。

4 県及び市町村は、法令に基づく避難の指示又は災害時要援護者の避難(次条第一項、第三十六条及び第四十一条において「避難指示等」という。)に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努めるものとする。

(令三条例四〇・一部改正)

(避難計画の策定等)

第十九条 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難指示等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー(他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいう。)等に配慮し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発生時における住民等を輸送する手段の確保に努めるものとする。
- 4 市町村は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設及び災害発生時において当該施設で必要となる人員の確保に努めるものとする。
- 5 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することができるよう市町村を支援するものとする。

(令三条例四〇・一部改正)

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第二十条 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所(災害時要援護者であつて避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に努めるものとする。

3 県は、前二項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(医療救護体制の整備等)

第二十一条 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第二十二条 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第一項の感染症をいう。)の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第二十三条 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第二十四条 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者(第三十八条及び第四十五条において「帰宅困難者」という。)への支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。

(自主防災組織の結成の促進等)

第二十五条 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(人材の育成等)

第二十六条 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備等)

第二十七条 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。

2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識の啓発に努めるものとする。

## 第二節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第二十八条 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第二十九条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。)を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修(地震に対する安全性の向

上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。)その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下この項において「工作物等」という。)の設置者は、当該工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第三十条 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

- 2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

(災害時要援護者からの情報の提供)

第三十一条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

### 第三節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発等)

第三十二条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(地形等災害関連情報の確認等)

第三十三条 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の支援等)

第三十四条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。

(物資の備蓄等)

第三十五条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

(避難指示等への対応の準備)

第三十六条 自主防災組織は、避難指示等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。

(令三条例四〇・一部改正)

### 第四節 事業者の役割

第三十七条 事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。

## 第三章 災害応急対策

### 第一節 県の責務及び市町村の役割

(情報の収集及び提供)

第三十八条 県及び市町村は、災害発生時等において、第十八条第一項又は第三項の体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立)

第三十九条 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。

(市町村への応援)

第四十条 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。

## 第二節 県民の役割

### (避難及び避難場所)

第四十一条 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難指示等の発令があったときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

(令三条例四〇・一部改正)

### (車両使用の自粛等)

第四十二条 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両(災害対策基本法第七十六条第一項の緊急通行車両をいう。)の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

## 第三節 自主防災組織の役割

第四十三条 自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

## 第四節 事業者の役割

### (来所者等の安全の確保)

第四十四条 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業者等の安全を確保するよう努めるとともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

### (帰宅困難者への支援)

第四十五条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

## 第五節 防災ボランティアの役割

第四十六条 防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

## 第四章 復旧・復興対策

### 第一節 県の責務及び市町村の役割

第四十七条 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、前項の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

## 第二節 県民の役割

第四十八条 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

## 第三節 自主防災組織の役割

第四十九条 自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

## 第四節 事業者の役割

### (雇用の場の確保等)

第五十条 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

### (生活に不可欠な施設の復旧)

第五十一条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。

## 第五節 防災ボランティアの役割

第五十二条 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。